

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	国会議員の選挙等に要する経費の在り方 －基準法の概要と今後の課題－
著者 / 所属	水野 大梧 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	479 号
刊行日	2025-10-28
頁	58-69
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20251028.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

国会議員の選挙等に要する経費の在り方

— 基準法の概要と今後の課題 —

水野 大梧

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 基準法の内容と制定経緯・意義
3. 基準法に基づく地方公共団体委託費における近年の動向
4. 基準法における今後の課題
5. おわりに

1. はじめに¹

衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会が、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会が、参議院合同選挙区選挙²については参議院合同選挙区選挙管理委員会が、それぞれ管理することとなっている。一方で、投票、開票、選挙会等の具体的な事務は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が国からの委任を受けて執行する。また、最高裁判所裁判官国民審査についても、同様の扱いとなっている。

その上で、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法制定に伴う住民投票³（以下「国会議員の選挙等」という。）の管理執行に係る所要の経費は国庫の負担とされており、具体的な経費の基準は「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」（昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。）によって定められている。

第217回国会においては、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会

¹ 本稿は令和7年10月10日現在の情報に基づいており、文中の名称、肩書等は当時のものである。

² 「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成27年法律第60号）により、平成28年に執行された第24回参議院議員通常選挙から、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」がそれぞれ合区され一つの選挙区となった。

³ 「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」（日本国憲法第95条）

議員の選挙等の円滑な執行を図るためとして、経費の基準を改定する基準法の改正案が、令和7年2月14日に国会に提出され、同年5月28日に成立した。

本稿では、基準法の内容や意義を概観するとともに、近年の動向を踏まえながら、今後の課題について述べることにしたい。

2. 基準法の内容と制定経緯・意義

(1) 基準法の内容

ア 国会議員の選挙等における経費負担

国会議員の選挙等に要する経費は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、地方財政法（昭和23年法律第109号）、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）等によって、地方公共団体が負担する義務を負わないものとされており、具体的には図表1のように規定されている。

図表1 国会議員の選挙等に要する経費に対する国庫負担の主な根拠

衆議院議員又は参議院議員の選挙	最高裁判所裁判官国民審査	日本国憲法第95条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法制定に伴う住民投票
衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。（公職選挙法第263条） ①投票の用紙及び封筒、第49条第1項の規定による投票に関する不在者投票証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用（以下の各号は略）	審査の施行に関する費用は、国庫の負担とする。（最高裁判所裁判官国民審査法第51条）	（参考） 憲法第95条の、一の地方公共団体に適用される法律について住民の賛否を問う投票でありませんが、これはやはり町村長や町村会議員のリコールの投票と違いまして自治体の選挙ではなく、国の費用をもつて行うべき投票であります。要するに国が法律を制定いたしますときに、特定の地方団体に適用される法律は、その住民の投票で定めなければならぬと書いてあるものですから、それでやるわけでありまして、それは団体自体の意思決定ではなくて、国会が議決をされて最終的に法律を制定になります際の必要な付随行為でありますから、そういう意味でこれはやはり国が負担しなければならない経費であります。（鈴木俊一 自治庁次長 第19回国会衆議院地方行政委員会議録第36号6～7頁（昭29.3.30））
専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。（地方財政法第10条の4） ①国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費		

（出所）各法律の条文及び会議録より作成

加えて、地方財政法第18条及び第19条は、地方公共団体に対する国の支出金について、その事務を行うために必要かつ十分な金額を基礎として算定し、支出時期に遅れないように支出しなければならない旨を定めている。

これらの抽象的な規定を具体化したものが基準法であり、国が負担する経費の具体的内容と金額の基準が法定されている。

イ 具体的な算定方法と調整費

基準法は、選挙の管理執行に関する事務を図表2の21項目に区分し、その事務の種目ごとに、選挙人数の段階や特定地域による加算等を設け、経費の基準額を規定している。

例えば、投票所経費⁴は、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙それぞれに投票所経費基本額が定められており、「区、市、町村」「投票日が平日か休日か」「投票区の選挙

⁴ 投票所の準備から、投票が終了し投票箱を開票管理者（選挙ごとに置かれ、投票の点検、開票の結果の報告等の開票に関する事務を行う）に送致するまでの一切の費用。

人の数」によって区分された上で、投票管理者⁵及び投票立会人⁶の費用弁償額や超過勤務手当等の費目を積算して算出される。図表 3 は参議院議員通常選挙の場合における、選挙人数が2,000人以上3,000人未満の投票所経費の基本額であり、例えば市における休日投票の場合の基本額は、着色部分の合算である343,301円となる。

また、災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によって、基準法の規定による基準額のみでは選挙等を執行することが困難な場合、基準法第18条第2項の規定に基づく経費（以下「調整費」という。）が追加して交付される。

図表 2 基準法の算定種目

①投票所経費、②共通投票所経費、③期日前投票所経費、④開票所経費、⑤選挙会経費及び選挙分会経費、⑥選挙公報発行費、⑦候補者氏名等掲示費、⑧ポスター掲示場費、⑨演説会施設公営費、⑩新聞広告公営費、⑪政見放送公営費及び経歴放送公営費、⑫選挙運動用自動車使用公営費、⑬通常葉書作成公営費、⑭ビラ作成公営費、⑮選挙事務所の立札及び看板の類作成公営費、⑯選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費、⑰ポスター作成公営費、⑱個人演説会場の立札及び看板の類作成公営費、⑲事務費、⑳不在者投票特別経費、㉑在外選挙特別経費

（出所）基準法第3条より作成

ウ 基準法に基づく地方公共団体委託費

各種目に沿って算定された経費の合算額（基準法に基づく地方公共団体委託費）は総務省から都道府県に交付され、都道府県は当該交付額のうち管内市町村分として交付を受けた額を市町村に交付することとされている。交付は、①公示日前後に公営関係経費以外の経費、②選挙の期日から2～3か月後に新聞広告、ビラ等公営関係経費、③選挙の期日から4～5か月後に既交付額で不足する分の3回にわたって行われる。なお、基準法に基づく交付額は、法律上精算を要しないものとされているが⁷、選挙等の事務の一部を実施しなくなった場合には、交付された金額のうち、その事務に要する経費に相当する額を還付することとされており、③の時期に不用額を還付することとされる。

参議院議員通常選挙実施年度である令和7年度の予算においては、基準法に基づく地方公共団体委託費は630.0億円となっており、その内訳は、投票所経費165.5億円（26.3%）、期日前投票所経費78.5億円（12.5%）、開票所経費59.7億円（9.5%）、事務費156.5億円（24.8%）、その他169.8億円（27.0%）である。ただし、政府が「各団体において、それぞれの積算によって交付された総額の範囲内で、工夫して融通、補うことは可能である。」旨説明しているとおり⁸、本委託費は、基準法の算定種目ごとに支出される必要はなく、交付された総額の範囲内で柔軟に支出することが可能とされている。

⁵ 選挙ごとに置かれ、投票用紙の交付、選挙人の確認等の投票に関する事務を行う。

⁶ 投票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視する。投票手続の立会いや投票箱の送致等を行う。

⁷ 一般論として、国からの委託事務に要する経費を国が支出する場合、当該事務に要した経費を精算し、これに対して交付する等の方法があるが、本交付額は法定基準による算出額を交付するため、精算は要しないとされる。

⁸ 第198回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第3号1頁（平31.4.10）

図表3 現行法（令和7年改正）における参議院議員通常選挙投票所経費の基本額の一例

選挙人数段階					2,000人～2,999人	
費目			単価		員数	金額
				円		円
投票管理者費用弁償			1人	14,500	1	14,500
投票立会人費用弁償			1人	12,400	2	24,800
超過勤務手当	平日	区	1人	10,906	6	65,436
		市	1人	10,906	6	65,436
		町村	1人	10,906	8	87,248
	休日	区	1人	32,980	6	197,880
		市	1人	32,980	6	197,880
		町村	1人	32,980	8	263,840
	投票日 前日準備	区	1人	2,356	3	7,068
		市	1人	2,356	3	7,068
		町村	1人	2,356	3	7,068
嘱託手当		区	1人	9,304	2	18,608
		市	1人	9,304	2	18,608
		町村	1人	9,304	1	9,304
旅費		区市	1人	420	6	2,520
		町村	1人	420	8	3,360
労務費		区	1人	17,445	4	69,780
			1人	9,304	2	18,608
		市	1人	17,445	2	34,890
			1人	9,304	2	18,608
		町村	1人	17,445	0	0
			1人	9,304	2	18,608
食糧費		区市	1人	179	14	2,506
		町村	1人	179	15	2,685
文具費		区市	1人	179	9	1,611
		町村	1人	179	10	1,790
燃料費				1,230	0.5	615
電灯料			1灯	195	2	390
通信費			1通話	8.5	8	68
運搬費		区	1人	9,304	2	18,608
		市	1人	9,304	2	18,608
		町村	1人	9,304	2	18,608
設備費及び修繕費				100	1	100
消費税		区市		10%		529
		町村		10%		565
1 投票所当たりの経費 (合計)	平日	区	245,747			
		市	210,857			
		町村	189,709			
	休日	区	378,191			
		市	343,301			
		町村	366,301			

(注) 例えば、市における休日投票の場合の基本額は、着色部分の合算である343,301円となる。

(出所) 総務省資料より一部加筆

（２）基準法の制定経緯・意義

基準法が昭和25年に成立するまでは、国政選挙等の経費は専ら予算措置によってなされ、統一的な配分基準も存在しない状況だった⁹。その当時について、過去の国会答弁においては、「選挙が行われるたびに大蔵当局とどのくらいの経費が必要であるかということについて要求する側とあるいはそれを査定する側とで厳しい折衝があつて、そしてそのやり取りの中で予算がつけられていた。当時の財政事情も反映してなかなか国庫当局の査定は厳しかった。」旨、説明されている¹⁰。

特に、昭和24年1月23日に執行された第24回衆議院議員総選挙においては、執行に係る経費の不足が問題となった。当時においても、国会議員の選挙等の執行のために地方公共団体が要する経費は、全て国が負担することとなっていたが、政府の計上した予算額と地方の選挙管理委員会が求める金額にかい離があつたため、地方の選挙管理委員会から更なる要望がなされた。これを受け、政府は真にやむを得ない経費に不足を生じた場合は適切な処置を講ずることとし、執行の結果、第6回国会において追加経費を補正予算で措置することとなった^{11、12}。

本総選挙をめぐっては、①国の財政上の負担を明確にする必要がある点、②地方の選挙管理委員会の事務執行に財政上の不安がある点、③同規模の選挙事務についても地方の選挙管理委員会の間で使用した経費の額が異なる点等の課題が明らかとなった¹³。このため、あらかじめ事務の種類ごとに国が負担する経費の基準を定め、国が支出する額を保障し、これらの事務の執行計画の樹立に資するとともに、地方公共団体の財政上の不安を除き、選挙等の事務の適正円滑な執行を確保するとの趣旨の下、第7回国会において基準法が昭和25年5月2日に成立し、同月15日に公布・施行された。

以来、3年ごとの参議院議員通常選挙の執行年に、公務員給与の改定、物価の変動、各地方公共団体の選挙執行の状況等を踏まえ、執行経費の積算単価を実態に合わせる法改正が基本的に行われてきており、直近の改正は令和7年となった。

第217回国会の改正案の審議においては、国会議員の選挙等の経費の基準を法律で定めることの合理性及び必要性について、村上総務大臣から、「代議制民主主義を採用する我が国においては、選挙は極めて重要なものである。法制定時の経緯も踏まえれば、国政選挙等を適正、円滑に執行するために必要な経費の基準について法律に規定することを基本とする現行の考え方は合理的である。」旨、また、「時の権力者が選挙の執行をスムーズにいかないように悪意を持ってその基準額を不当に低くするようなことがないように、国会で審議する法律の形式にする必要がある。」旨、説明されている¹⁴。

⁹ 第217回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第4号1～2頁（令7.5.23）

¹⁰ 第104回国会参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第2号4頁（昭61.3.7）

¹¹ 政府は第24回衆議院議員総選挙において、7億7,000万円を支出することとしていたが、選挙の執行後に追加で1億7,800万円を補正予算に計上することとなった。

¹² 第7回国会参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第15号1頁（昭25.4.10）

¹³ 第7回国会参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第15号1頁（昭25.4.10）

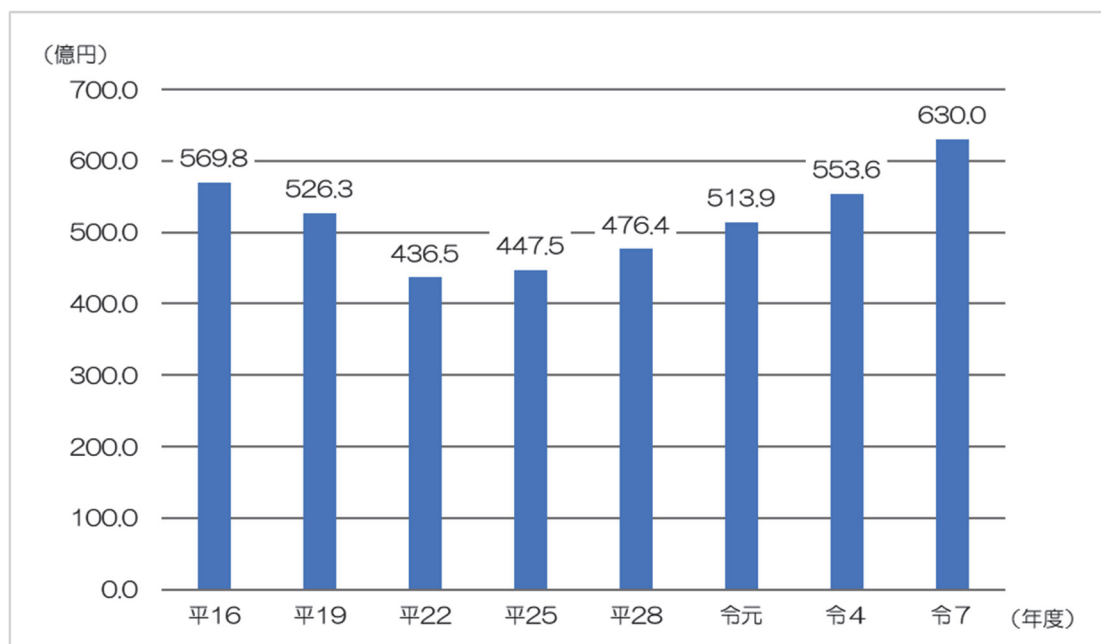
¹⁴ 第217回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第4号2頁（令7.5.23）

3. 基準法に基づく地方公共団体委託費における近年の動向

基準法に基づく近年の地方公共団体委託費（参議院議員通常選挙）の推移は図表4のとおりである。このうち、大幅な減少となった平成22年度及び平成25年度並びに増加となった令和7年度について以下で詳しく述べる。

なお、総務省は、基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであると説明している。

図表4 近年の基準法に基づく地方公共団体委託費（参議院議員通常選挙）の推移



（出所）総務省資料等より作成

（1）平成22年度及び平成25年度

ア 事業仕分けによる影響と平成22年における基準法改正案の廃案

平成21年、鳩山内閣の発足を受けて設置された行政刷新会議ワーキンググループ¹⁵は、国の事業を対象とした「事業仕分け¹⁶」を実施した。本事業仕分けにおいては、選挙関連経費として、参議院議員通常選挙関係経費等についても取り上げられ、議論の結果、開票作業等に係る経費については、「予算要求の縮減（10～20％程度の縮減）」との評価がなされた。

その後、第22回参議院議員通常選挙を前にした平成22年2月、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案」（第174回国会閣法第19号）が提出された。本改正案は、各選挙管理委員会の選挙の執行実態や、経費の削減を図るべきと

¹⁵ 行政刷新会議とは、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うためとして、平成21年9月から平成24年12月にかけて内閣府に設置されていた会議。

¹⁶ 予算の見直しに当たり活用された手法であり、公開の場において、外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに要否等を議論し判定するもの。

の前年の事業仕分けの意見等を踏まえたものであり、基準額を引き下げることの内容とされていたが、衆議院は通過したものの、参議院では会期末まで審議されることなく、未了（廃案）となった。このため、同改正案による基準額の引下げは行われず、平成19年に改正された基準法（平成19年法律第11号）が適用法となった。一方で、同改正案の成立を前提とした平成22年度予算は、同年3月に成立していたため、平成22年度については、予算と適用される基準法の不一致が生じることとなった¹⁷。

こうした中、平成22年6月、総務省は、各都道府県選挙管理委員会委員長に対する通知で、「今回の参議院議員通常選挙につきましては、既に事務の効率化に向けた取組を進めていただいているところと承知しており、これまでの経過も踏まえ、出来る限り選挙事務全般について効率的な執行に努め、経費の節減を図っていただくようお願いいたします。」との要請を行った。

結果として、平成22年7月に執行された第22回参議院議員通常選挙においては、当初予算における執行経費が436.5億円であったところ、実績額は452.1億円となり、平成22年度当初予算額から15.7億円超過することとなったが、この不足額については予備費等により措置された¹⁸。

イ 会計検査院による意見

平成22年9月、会計検査院から、「国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう総務大臣に対して意見を表示したもののについての報告書」が提出された。本報告書では、早急に経費の見直し等を行い執行経費の適正化を図る必要があるとして、執行経費の交付額の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより、執行経費の適正化を図る旨の意見が示された。具体的には、投票所経費及び開票所経費の算定の基になっている選挙事務従事者の従事時間数等について、実態を調査し、基本額の算定に反映させること等について指摘があった。

ウ 平成25年における基準法改正

平成25年3月、第23回参議院議員通常選挙を前に、基準法改正案が国会に提出され、同年4月に成立した（平成25年法律第9号）。これは、特に効率的な事務改善に取り組んでいる地方公共団体の実態を反映させたほか、会計検査院の指摘を踏まえた基準額の引下げを内容としていた。この結果、平成25年度の基準法に基づく地方公共団体委託費は、最低賃金の上昇等のため平成22年度より増加したものの、その以前と比べ大きく減少することとなった。

¹⁷ 基準法第18条第1項は、基準法の規定によって算出された経費について、「予算をもつて定められたものを都道府県に交付し」と定めている。これについて、基準法は、選挙費負担法そのものではないので、必ずしも基準額どおり交付されるものとは限らず、総務大臣が都道府県に交付する額は予算上の制約を受けざるを得ないとされる（選挙管理研究会『選挙執行経費基準法解説 令和7年版』（ぎょうせい、令和7年）187頁）。

¹⁸ この不足の要因については、一例として、「開票時間について、準備、撤去時間も含めて5時間から4時間に見直すとしていたが、そのような取組が全ての自治体に届かなかった。」旨、説明されている（第183回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第4号12頁（平25.3.22））。

（２）令和７年度

前述した３．（１）以降、基準法に基づく地方公共団体委託費は増加傾向であった。他方、令和６年の生鮮食品を除く消費者物価指数は、前年比で２．５％の上昇となったほか、令和６年春闘における賃上げ率は定昇込みで５％を超え、最低賃金の引上げ額も全国加重平均で５１円となるなど、物価や賃金の上昇が続いていた。こうした中、第２７回参議院議員通常選挙を前に提出される基準法改正案において、物価高や人件費の高騰がどのように反映されるか注目された。

これに関し、都道府県選挙管理委員会連合会及び指定都市選挙管理委員会連合会からは、図表５のような観点から、基準額引上げの要望が示された。

図表５ 各選挙管理委員会連合会からの基準法改正に関する要望（抜粋）

都道府県選挙管理委員会連合会 「公職選挙法等改正に関する要望事項 国会・政府に対する要望事項」 （令和７年１月）	・執行経費にかかる経費は、資材単価、人件費、投票所設置の委託費等の高騰や期日前投票所の拡充などが要因となり、毎年増加していると同時に、昨今の執行経費の基準額の見直しにより、市町村の負担額が徐々に増加している。 ・投票管理者や投票立会人等の費用弁償額が、執行基準額において職責に見合うものとなっておらず、投票立会人等の確保において支障となる状況が生じている。 ・執行経費の過度の引き締めは、地方の経費の負担になり、選挙の管理執行に悪影響を及ぼすおそれがあるため適正な水準になるよう見直されたい。
指定都市選挙管理委員会連合会 「公職選挙法等改正に関する要望書」 （令和６年６月）	・投票管理者及び投票立会人の費用弁償額は、投票事務従業者の労務賃の時給換算額よりも低くなっている。投票管理者や投票立会人等の費用弁償額は、その職責に見合うものとなっておらず、早急に引上げをする必要がある。 ・選挙公報の配布については、昨今の労務単価等の高騰を考慮するとともに、都市部においては人材を十分に確保するための費用額の上乗せが必要である。あわせて、ポスター掲示場設置等の委託経費も増大しており、実情に即して経費の算出基準を適宜見直す必要がある。 ・期日前投票及び当日投票については、選挙人が安全に投票できるよう、施設によっては警備員等が必要になるが、現在はその経費が考慮されていないことから、十分に考慮すべきと考える。

（出所）各資料より作成

令和７年２月１４日、基準法改正案が国会に提出された（第２１７回国会閣法第２０号）。本改正案では、最近における物価の変動、人件費の上昇等を踏まえ、多くの項目において基準額が引き上げられており、特に、投票管理者や投票立会人等の費用弁償額も増額するとされた^{１９}。本改正案における投票立会人及び開票立会人^{２０}の費用弁償額について、村上総務大臣は、「職責の重要さや人材確保の必要性、選挙管理委員会からの要望等を踏まえ、近年の労務費単価の上昇を反映し、執行経費基準法上の基準額を引き上げる改正を行うこととした。そういう面において、現時点においては妥当である。」旨、答弁している^{２１}。

なお、審議経過については、衆議院政治改革に関する特別委員会における企業・団体献

^{１９} 具体的には、投票所における投票管理者は１２，８００円から１４，５００円に、投票立会人は１０，９００円から１２，４００円に、それぞれ引き上げることとされた。

^{２０} 開票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視する。開票手続の立会いや投票の効力の決定に際しての意見陳述等を行う。

^{２１} 第２１７回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第４号１１頁（令７．５．２３）

金の禁止に関する議論の影響を受け²²、衆議院における趣旨説明の聴取は、前回の令和4年改正と比べ約2か月遅い5月9日となった。その後の審議日程については、図表6のとおりであり、同月28日に参議院本会議で可決され、改正法は同年6月4日に公布された（令和7年法律第50号）。

成立後の流れについて、総務省は、過去の国会答弁で、「執行経費の基準法が成立した場合には、早急に、改正内容を示した施行通達を各都道府県の選挙管理委員会に出すこととしている。都道府県及び市町村の選挙管理委員会においては、既に予算案も出ており、おおよその見込みで参議院議員通常選挙の予算を計上しているところではあるが、やはり法律の成立を受けて、しかも施行通達を受け、具体的な選挙の執行計画を立て準備を進めていくことになる。」旨、説明しており²³、令和7年においては、公布日と同日の6月4日に施行通達を発出している。

図表6 令和7年改正案の審議経過

		衆議院	参議院
委員会	本付託	5月8日	5月20日
	趣旨説明	5月9日	5月21日
	質疑	5月13日	5月23日
	採決	5月13日	5月23日
本会議採決		5月15日	5月28日

（出所）参議院及び衆議院ウェブサイトより作成

4. 基準法における今後の課題

（1）地方公共団体における超過負担解消と国民負担との均衡

上述してきたように、国会議員の選挙等に要する経費は、地方公共団体に負担の義務がないことが法定されている。また、基準法により交付された金額については、個別の基準額に従う必要はなく、地方公共団体は総額の範囲内で融通して執行できるとされている上、特別の事情によって交付額のみでは選挙等を執行することができないとされた場合には、調整費が交付されることとなっている。このため、政府は「選挙執行地方公共団体委託費について、地方公共団体が必要な経費を超過して負担することはない」と答弁している²⁴。

しかし、本経費の交付額が執行額を下回り、地方公共団体が超過負担（持ち出し）を生じていると認識している事例がある。

例えば、平成31年3月15日の東京都議会総務委員会においては、東京都選挙管理委員会事務局長から、「国政選挙に係る交付額と執行額の差について、東京都では生じていないが、都内の区市町村で生じている団体もある。その上で、区市町村の執行額に対する国からの交付率で見ると、参議院議員通常選挙においては、平成28年は92.1%、平成25年は99.0%、衆議院議員総選挙においては、平成29年は98.4%、平成26年は98.6%である。」旨説明されており、超過負担が生じた可能性が示唆されている。

²² 企業・団体献金禁止法律案については、令和6年12月に「令和6年度末までに結論を得る」ことを衆議院政治改革に関する特別委員会理事会において申し合わせており、第217回国会において議論が行われた。しかし、結論の出し方について、令和6年度末までに各会派間で合意を得ることができず、令和7年5月9日の同委員会において、委員長から「当問題につきましては、各党の責任者において協議が行われる予定と聞き及んでおりますので、当面の間、当委員会では別の案件につきまして審査を進めることといたします。」との発言があった後、村上総務大臣から基準法改正案の趣旨説明を聴取した（第217回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第13号（令7.5.9））。

²³ 第104回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第3号6頁（昭61.3.5）

²⁴ 我が国の国政選挙における選挙期間等に関する質問に対する答弁書（内閣参質183第17号、平25.2.19）

また、東京都文京区の「令和4年度 主要施策の成果 ―予算執行の実績報告―」によれば、区の歳入である参議院議員選挙委託金と、歳出である参議院議員選挙費に1,473万円の差（歳出の超過）が生じている。これについては、令和5年10月3日の文京区議会決算審査特別委員会において、文京区選挙管理委員会事務局長から、「投票所で利用する投票用紙交付機、開票所で利用する読取分類機を令和4年度の参議院議員通常選挙に向けて購入したが、こちらは国政選挙以外でも使用するというので、国のほうでは国の選挙の、いわゆる全部で9種類選挙²⁵があるうちの5種類、9分の5のみを負担するという形で、執行額の9分の5の補填、9分の4は区の負担とされたためである²⁶。人件費においては、投票所の標準的な人員、こちらが執行経費として国が認める経費となるが、投票所の状況によっては、外で案内をするなど、プラスアルファの部分に配置した分については、残念ながら配置されないということで、差額が生じているところである。」旨、説明された。

これらの超過負担が生じたとみられる一因は、国会議員の選挙等の執行に際し、政府と地方公共団体間で必要と考える経費基準に相違があるためと考えられる。

また、経費の一例として、令和7年10月時点における、東京23区における投票所の投票立会人の費用弁償額を挙げると、図表7のとおりであり、全ての区において現行法の12,400円と差が生じている。ただし、基準法で定める費用弁償額は、全国における基準を定めているため、都心部とはかい離し得ること、基準法に基づく地方公共団体委託費は、交付された総額の範囲内で融通することが可能であるため、費用弁償額に差があることが、超過負担の発生と必ずしも一致しないことに留意が必要である。

これらの状況に際し、選挙管理委員会連合会からは、実情に即した基準額に見直すことが要望されてきた。当然、国会議員の選挙等に要する経費については、現行制度の趣旨を踏まえれば、地方公共団体が負担することはあってはならない一方、これらの経費は国民の負担であることから、引上げは真に必要な経費のみに限るべきであろう。国民の理解を得ることを前提としつつ、地方公共団体の必要とする経費基準と政府が適正と考える経費基準とのかい離の是正が求められる。

図表7 東京23区における投票所の
投票立会人の費用弁償額

千代田区	16,000円	渋谷区	17,000円
中央区	15,000円	中野区	16,000円
港区	17,000円	杉並区	14,000円
新宿区	17,500円	豊島区	15,000円
文京区	15,000円	北区	15,000円
台東区	14,000円	荒川区	16,000円
墨田区	14,000円	板橋区	15,000円
江東区	15,000円	練馬区	15,000円
品川区	16,000円	足立区	15,000円
目黒区	15,600円	葛飾区	16,000円
大田区	15,000円	江戸川区	16,000円
世田谷区	18,000円	(現行法 12,400円)	

(出所) 各地方公共団体の条例より作成

²⁵ この場合、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査、東京都知事選挙、東京都議会議員選挙、文京区長選挙、文京区議会議員選挙の9種類を指す。

²⁶ 基準法第4条第17項及び第5条第18項は、投票所や開票所の設置に当たっての、投票用紙自動交付機や投票用紙自動読取分類機といった設備の整備に要する購入費等に対し加算措置を設けており、整備した設備のうち、地方選挙にも資するものについては、その整備に係る経費に9分の5を乗じた額が承認される。

（２）障害者の投票環境の整備に要する経費の法定化

有権者の投票環境の整備を一層進めることは重要な課題である。とりわけ、障害者について、総務省は障害者団体の要望等を踏まえ、各選挙管理委員会に対し、投票所の場所は歩行が困難な方々に配慮して選ぶこと、点字器や車椅子用の記載台などの必要な備品を準備することなどを要請するとともに、取組状況について調査し、改善を進めているとしている²⁷。また、選挙の際に障害者が円滑に投票することができるよう、各選挙管理委員会が取り組んでいる対応例をまとめ、優良事例の横展開を図っている²⁸。一方、令和7年7月には、日本障害者協議会から、総務大臣に対し、「障害者の投票等に関する要請書」が提出されており、投票に関するバリアフリー化など、引き続き障害者の投票環境の整備が求められている。

しかし、これらの経費については、基準法上明記されていないため、障害者の投票環境の整備に要する経費が国庫の負担であるか否かが、法律上は明確になっていない。実際の運用の例としては、点字等による「選挙のお知らせ版」の作成に要した経費は、交付された執行経費の総額の範囲内で支出し、不足した場合には、調整費で補う旨答弁されているなど²⁹、国会答弁や通知³⁰等によって、国の負担で対応することが示されている。

今後の対応としては、例えば、障害者の投票環境の整備に要する経費を基準法に明記することが考えられる。本経費は、現状においても国費による措置の対象となっているが、基準法によって当該経費を明示することにより、国による支出の対象であることを保障し、障害者対応の経費として予算が計上されることとなる。

また、現状では調整費による支出も想定されているため、大規模な災害等で調整費から大幅な支出を要する場合、本経費が十分に確保されない可能性も考えられる。そもそも、本来であれば、調整費は「災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によって、基準法の規定による交付額をもって国会議員の選挙等を執行することができない場合」に交付されるものであり、民主主義の根幹をなす参政権の保障という観点から、障害者の投票環境の整備に係る費用を調整費で対応することの妥当性も問われよう。

平成元年の国会答弁においては、障害者の投票環境整備に要する経費の制度化について、自治省（現総務省）は、「執行経費基準法という制度で考えた場合には、あるいは経費を標準化して定めるということでもあり、果たして制度としてその中に織り込めるかどうかということになると、現段階ではそれは難しいという認識をしている。」旨、説明していたところであるが³¹、当時から35年以上が経過しており、改めて検討する余地はあるのではないかと。

²⁷ 第217回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第4号10頁（令7.5.23）

²⁸ 総務省「障害のある方に対する投票所での対応例について」（令和5年1月）

²⁹ 第208回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第3号12頁（令4.3.30）

³⁰ 国政選挙の執行に際し、各都道府県選挙管理委員会書記長に対し発出される調整費の取扱いに関する通知においても、「点字や音声による「選挙のお知らせ版」を配布するための措置などに要した経費は「その他特別の事情により生じた経費」として考える」とされており、当該経費は調整費の対象となることが明記されている。

³¹ 第114回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会会議録第2号13頁（平成元.5.24）

5. おわりに

国会議員の選挙等の管理執行に要する経費については、国庫の負担であることが法定されており、基準法によって算出された委託費が地方公共団体に対し交付される。この経費を法律で定めることは、2.(2)で概観したように、国が負担する経費の明確化、地方公共団体の財政保障と選挙執行事務の効率化といった意義がある。

基準法は原則3年に一度の改正の際、基準額の改定だけでなく、選挙等の執行状況を踏まえた規定を新設することで、実態に即した制度設計を図ることも多い。3年前の令和4年改正においては、移動期日前投票所³²の設置に係る車両借上料や燃料代等の加算規定が新設されている。このような改正を通じ、実務を担う地方公共団体が求めるような基準額を実現していくことも考えられる。

全般にわたり正確性を求められる選挙執行事務において、執行経費の在り方は公平中立な議論が必要であろう。実情とかい離した低い基準額が設定されれば選挙の管理執行に悪影響を及ぼす恐れがあるほか、地方公共団体において超過負担が発生する可能性がある一方で、これらの経費は国民の負担であることを踏まえると、選挙事務の効率化を図ることも重要な課題である。こうした認識の下、実態に即した適正な基準額の実現に向けた活発な議論が求められる。

(みずの だいご)

³² 自動車を投票所として活用するもので、車内に投票箱や記載台を設置して施設等を巡回し、車内で投票することができる手法。近年の国政選挙における移動期日前投票所の設置状況は、令和3年衆議院議員総選挙では59団体、令和4年参議院議員通常選挙では88団体、令和6年衆議院議員総選挙では131団体となっている(第217回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第4号11頁(令7.5.23))。